（議長の権限）

第十条　議長は、議事を整理するために必要があると認めるときは、意見の陳述又は証拠の提示その他必要な指示をすることができる。

2　議長は、意見聴取会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

（延期又は続行）

第十一条　議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合においては、議長は、次回の期日及び場所を定め、これを公示し、かつ、前払式支払手段発行者に通知しなければならない。

2　第七条第二項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

（調書の作成）

第十二条　議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

一　意見聴取会の事案の表示

二　意見聴取会の期日及び場所

三　議長の職名及び氏名

四　出席した関係人の氏名及び住所

五　その他の出席者の氏名

六　陳述された意見の要旨

七　口述書が提出された場合にあっては、その旨及び口述書の要旨

八　証拠が提示された場合にあっては、その旨及び証拠の標目

九　その他議長が必要と認める事項

（調書の閲覧）

第十三条　関係人は、前条の調書を閲覧することができる。

（配当の実施）

第十四条　前払式支払手段発行者に係る発行保証金のうちに、当該前払式支払手段発行者と法第十五条又は第十六条第一項の契約を締結している者が法第十七条の命令に基づき供託した発行保証金がある場合には、金融庁長官は、まず当該前払式支払手段発行者が供託した発行保証金につき配当を実施しなければならない。

（配当の手続等）

第十五条　金融庁長官は、配当の実施のため、供託規則第二十七号書式から第二十八号の二書式までにより作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、配当を受けるべき者に同規則第二十九号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

2　金融庁長官は、前項の規定による配当の実施をしたときは、様式第十により作成した通知書に、支払委託書の写しを添付して、前払式支払手段発行者に交付しなければならない。ただし、前払式支払手段発行者の所在を確知できないときは、当該通知書の公示をもってこれに代えることができる。

3　法第十四条第二項の規定の適用については、前項の通知書の到達の日（同項ただし書の規定により公示をする場合にあっては、当該公示の日）に法第三十一条第一項の権利の実行の手続が終了したものとする。

4　金融庁長官は、令第十一条第九項に規定する費用の額につき発行保証金の還付を受けようとするときは、当該費用の額を記載した供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。

（債券の換価）

第十六条　金融庁長官は、令第十一条第八項の規定により債券を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。

2　金融庁長官は、債券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額を、当該債券に代わる発行保証金として供託しなければならない。

3　前項の規定により供託された供託金は、第一項の規定により還付された債券を供託した前払式支払手段発行者が供託したものとみなす。

4　金融庁長官は、第二項の規定により供託したときは、その旨を前項に規定する前払式支払手段発行者に通知しなければならない。

（公示等）

第十七条　法第三十一条第二項並びに令第十一条第四項及び第五項の規定並びに第七条第一項、第十一条第一項及び第十五条第二項の規定による公示は、官報に掲載することによって行う。

（供託規則の適用）

第十八条　この規則に定めるもののほか、発行保証金の供託及び払渡しについては、供託規則の手続による。

（標準処理期間）

第十九条　金融庁長官は、令又はこの規則の規定による承認に関する申請がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

（前払式証票発行保証金規則の廃止）

第二条　前払式証票発行保証金規則（平成二年法務省・大蔵省令第一号）は廃止する。

様式第1（第1条第1項）

（日本工業規格A4）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

申請者※登録番号　財務（支）局長　第　　号

（郵便番号　　―　　）

住　　所

電話番号（　　）　　―

商号又は名称

氏　　名　　印

（法人等にあっては、代表者の役職氏名）

発行保証金取戻承認申請書

下記のとおり、資金決済に関する法律施行令第9条第1項又は第2項の規定により発行保証金の取戻しの承認を申請します。

記

1．取戻しの事由

2．取戻しをしようとする供託物の内容（供託所名　　）

イ．金銭の場合

供託番号	供託年月日	供託者名	供託金額	取戻申請金額
			円	円